

島原市内事業所に就職した 新規学卒者・U I ターン者 の皆様へ

島原市雇用拡大支援事業補助金を交付いたします

市内事業所に就職した新規学卒者及び
U I ターン者に対して補助金を交付する制度です。

補助対象

以下の要件をすべて満たす方が補助の対象となります

- No.1 島原市内事業所に雇用され、かつ1年以上の期間継続して勤務していること
- No.2 島原市内に住民登録があり、生活の拠点が市内にあること
- No.3 雇用保険の一般被保険者であること（国、地方公共団体、特別地方公共団体を除く）
- No.4 市税を完納していること
- No.5 市内に定住する意思があること



補助金額

新規学卒者

5万円

U I ターン者

10万円

申請期限

雇用された日から起算
して1年を経過した日
から当該日の属する年
の翌年の3月末日まで

例	基準日（雇用された日）	申請可能な期間
例1	令和3年4月1日	令和4年4月1日～令和5年3月31日まで
例2	令和3年1月10日	令和4年1月10日～令和5年3月31日まで

提出・お問い合わせ先

島原市役所 商工振興課 商工振興班

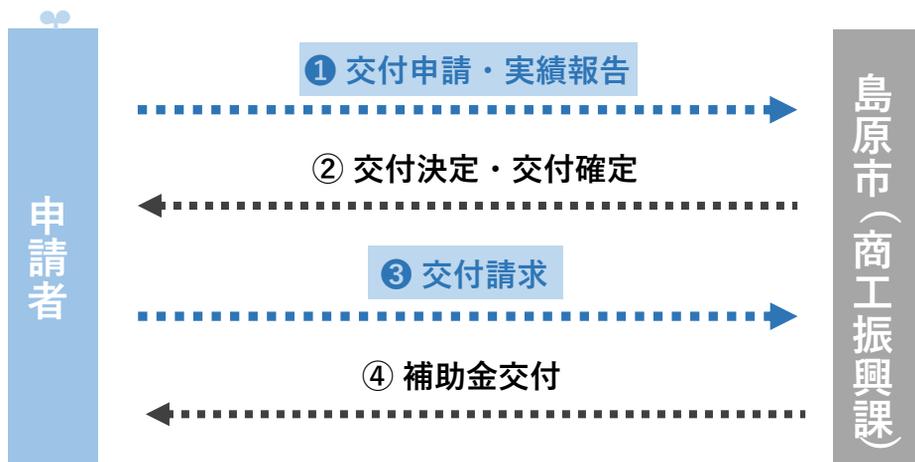
〒855-8555
島原市上の町537

☎63-1111
(内線572/576)

☁ 詳細はこちら！
市のHPへ ➤



申請から交付の流れ



概要

事業名

島原市雇用拡大支援事業補助金

事業の目的

若年層の雇用拡大と雇用の定着を推進し、市内における定住促進を図ることを目的としています。

対象者

- **新規学卒者(5万円)** 中学校、高等学校、大学（短大含む）、職業能力開発校などを卒業した者で、卒業日から翌々年の3月31日までに市内事業所に雇用された人
- **Uターン者(10万円)** 市民であった者が市外に転出し、1年以上経過後に定住を目的として就職した日の1年前以降に、再度市内に住民登録を行い、40歳未満で市内事業所に雇用された人
- **Iターン者(10万円)** 市民でない者が定住を目的とし、就職した日の1年前以降に市内に初めて住民登録を行い、40歳未満で市内事業所に雇用された人

申請に必要な書類

- ① 島原市雇用拡大支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- ② 雇用契約書など雇用の条件等がわかるものの写し
- ③ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）等の写し
- ④ 卒業証書等の写し（※新規学卒者に限る）
- ⑤ 雇用証明書（様式第2号）
- ⑥ 住民票または戸籍の附票の写し
- ⑦ 市税に滞納がないことを証する書類

